

教科「水産」研究委員会 海洋漁業部会々則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 1 本委員会は、教科「水産」研究委員会 海洋漁業部会と称する。
(以下部会という。)
- 2 本部会の事務局は、部会長所在校に置く。

(目的)

- 第2条 漁業や水産海洋基礎に関する知識・技術の習熟度を検定し、生徒の目的意識の高揚と、将来の職業生活に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、検定の適切かつ効果的な運営を図る。

第2章 役員

(役員)

- 第4条 本部員会に次の役員を置く。
- 1 部会長 1名
 - 2 副部会長 1名
 - 3 研究委員 6名
 - 4 顧問 若干名を置くことができる

(役員を選出)

- 第5条 1 部会長、副部会長は全国水産高等学校長協会より選出する。
- 2 研究委員は部会長が委嘱する。
- 3 役員任期は2年とし、留任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第6条 1 部会長は本部会を総括し、検定の結果を全国水産高等学校長協会理事長並びに関係機関に報告する。
- 2 副部会長は部会長を補佐する。
- 3 研究委員は問題の作成、合格基準の決定、実施日の決定等、本検定全体の運営にあたる。

(学校検定委員会)

- 第7条 1 本部会は漁業技術検定および水産海洋技術検定を実施する当該校の校長を学校検定委員長に委嘱する。
- 2 学校検定委員長は当該校に学校検定委員会を設置し、検定の実務にあたる。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 研究委員および学校検定委員長または学校検定委員会代表者の会議は、部会長が召集し、会議の議長は部会長があたる。

(会議の執行)

第9条 本部会々則の改正、検定制度、その他の必要事項は部会において審議し、全国水産高等学校長協会理事会の承認を得て執行する。

第4章 会計

(運営経費)

第10条 本部会の経費は当該受検生の検定料等をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

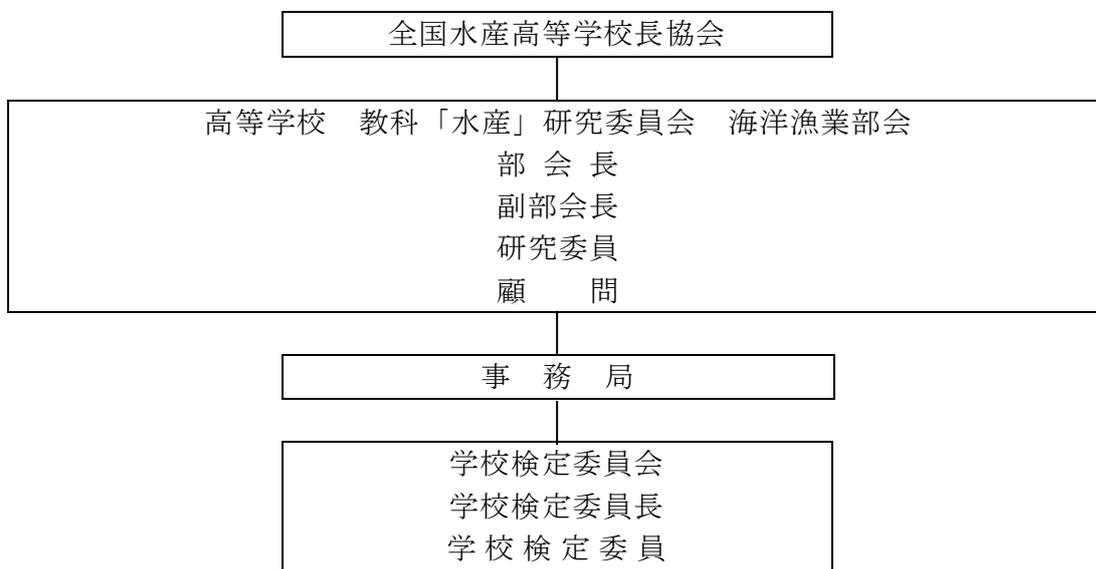
(監査)

第12条 本部会は、会計年度終了後、全国水産高等学校長協会の監査を受ける。

第5章 組織

(組織)

第13条 本部会の組織は、次のとおり定める。



(付則)

- 1 この会則の運営に関する規則は別に定める。
- 2 この会則は平成10年10月30日より施行する。
- 3 会則・運営に関する規則の一部改正（平成20年5月26日）
- 4 会則・運営に関する規則の一部改正（平成21年5月25日）
- 5 科目名変更による一部改正（平成24年5月23日）